

白神ウインドパワー株式会社「(仮称)能代山本風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年3月23日付けで白神ウインドパワー株式会社より届出された「(仮称)能代山本風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年6月7日
- (2) 秋田県知事意見 * 平成30年9月4日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第13回)
* 平成30年9月14日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘 | 事業者の対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 鳥類の調査について、周辺に既設の風力発電施設があるため、風力発電施設が建設された後の飛翔の変化について、既設の風力発電施設周辺においても適切に把握されたい。・ 既設の風力発電施設での事前と事後のデータを入手できれば、風力発電施設が建設されることで、どのように行動パターンが変化するのか把握ができる。本事業の影響を予測する際は、既設の風力発電施設のデータも踏まえて、適切に記載されたい。 | <ul style="list-style-type: none">・ 既設の風力発電施設周辺での鳥類等の行動について、今後、現地調査の中で確認致します。なお、他事業者へ確認の上、事前と事後のデータの入手が可能であれば、既設の風力発電施設の事例も本事業の影響予測に活用したいと考えております。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ コウモリ音響調査について、稼働している風力発電施設においても調査をすることを検討すること。 | <ul style="list-style-type: none">・ 「風の松原風力発電所」と「能代落合風力発電所」の2か所の既設風力発電施設において、調査を検討しております。 |

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、秋田県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。